第9-12表 社会保険料率の労使負担割合(2010年)

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2010

						(%)
玉	年金	医療	介護	雇用	その他	計
Country	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others	Total
日本 JPN	16.058 1)	8.15 ²⁾ ~8.26	1.19	1.55 3)	なし	
労 / employee 使 / employer	労使折半			0.95 0.60		4)
アメリカ USA	12.4^{-5}	2.9^{-6}		$2.24^{-7)}$		
労 / employee	労使折半					7.65
使 / employer				2.24^{-7}		9.89
イギリス GBR	23.8	税負担の		国民保険		
労 / employee	11.0 8)	ため		制度に統	なし	11.0
使 / employer	12.8	なし		合		12.8
ドイツ DEU	19.9	14.9 9)	1.95	2.8 10)		
労 / employee 使 / employer	労使折半	7.9 7.0		労使折半		20.325 19.425
フランス FRA (民間部門の場合)	老齢保険				家族 手当 14) 住宅支	
	16.65	13.85		6.40	拠出	
労 / employee	6.65 11) 0.1 12)	$0.75^{-12)}$		$2.40^{-13)}$		9.90
使 / employer	8.3 11) 1.6 12)	13.1 12)		4.00 13)	5.4 0.1	32.50

資料出所 日本:厚生労働省及び日本年金機構ホームページ

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ホームページ

イギリス:歳入関税庁ホームページ

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

フランス: 社会保障家族手当保険料徴収連合(URSSAF)ホームページ(2010年1月現在)

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。
 - 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)の保険料率。医療保険料率は2009年9月分から都道府県ごとに異なる。
 - 3) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」(p.150)の財源 の項を参照。
 - 4) 医療保険料率が8.15の場合は労:13.649, 使:13.299, 8.26の場合は労:13.704, 使: 13.354となる。
 - 5) 2011年は労:4.2, 使:6.2, 自営業者:10.4。
 - 6) メディケアパートAを指す。
 - 7) 州別失業保険税を含む平均値(2008年のデータによる)。
 - 8) 週110~844ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては、1.0%の保険料がかかる。
 - 9) 医療保険料率は、2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが、特別措置として、2009年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり、労:8.2%、使:7.3%の振り分けとなる予定。
 - 10) 雇用保険料率は, 時限措置により2.8% (2009年1月から2010年12月まで)だが, 2011年1月から3.0%となる予定。
 - 11) 34,620ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは 本人負担。
 - 12) 対全給与。
 - 13) 138,480ユーロ/年までの給与に対する割合。
 - 14) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。